在宅福祉事業のご案内

新規事業の高齢者等公衆浴場利用助成事業が始まります。

問 健康長寿課（☎87－0888）

勝山市内3つの公衆浴場を利用する高齢者などに、利用料金の一部を助成

対象者▼63歳以上のかた、または身体障害者手帳などをお持ちのかた

対象施設▼福乃湯、南部湯、木久乃湯

助成額▼1回100円

利用方法▼指定公衆浴場利用割引証を、各公民館および福祉健康センター「すこやか」にて配布しています。同割引証を入手して各公衆浴場に提示してください。

障がい者のかたは、押印された同割引証と身体障害者手帳などを提示してください。

高齢者等指定保養施設利用助成事業、地域福祉バス事業の対象年齢が63歳以上に

指定保養施設の利用料金、および、勝山市内の路線バスの利用料金の一部助成について、62歳以上の高齢者、または身体障害手帳などをお持ちのかたが対象でしたが、4月から対象年齢が63歳以上になります。

高齢者等指定保養施設利用助成事業

対象施設▼温泉センター「水芭蕉」、平泉寺荘、あまごの宿、スキージャム勝山ささゆり温泉、杉山鉱泉、勝山市営温水プール、六呂師ビクニックガーデン

助成額▼1回300円（水芭蕉は1回100円）

利用方法▼各公民館または「すこやか」で、指定保養施設利用証明書または同割引証を入手して、各施設に提示してください。

障がい者のかたは、押印された同割引証と、身体障害者手帳などを提示してください。

地域福祉バス事業

助成額▼200円を超える分（市内の全路線バスを、100円または200円で利用できます。障がい者のかたは無料）

利用方法▼各公民館または「すこやか」で、地域福祉バス事業利用券を入手して提示してください。

障がい者のかたは、押印された同割引証と身体障害者手帳などを提示してください。

介護用品（紙おむつ）支給事業の制度内容変更

在宅で生活している高齢者のかたで、紙おむつが必要なかたに紙おむつを支給しています。4月支給分から介護用品（紙おむつ）支給事業の制度内容が一部変更になります（左表の赤字部分）。現在制度を利用しているかたには別途案内をしました。

介護用品（紙おむつ）支給事業

	限度枚数	限　度　額	自己負担割合
要支援	なし	なし	全額負担
要介護1～3	120枚／月	市民税非課税世帯 5,000円／月 市民税課税世帯 3,000円／月	下表参照
要介護4～5	180枚／月		

所　得　段　階	自己負担割合
老齢福祉年金受給者であって、市民税非課税世帯に属するかた、生活保護を受給しているかた	なし
市民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	
市民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	1割
同一世帯に市民税課税者がいるかた	
本人が市民税課税者のかた	3分の1

災害時の応援対応へ 4団体と協定

3月31日、財団法人北陸電気保安協会、社団法人北陸電気管理技術者協会、福井県建物解体業協会、勝山鉄構工業協同組合の4団体と、災害時における応急対策活動に関する協定を締結しました。調印式で市長は、「実際に災害が起こると行政だけでは対応できず、こうした協定は大変心強く思います。」と感謝しました。今回の協定締結により、勝山市と災害時応援協定を締結したのは計16団体となりました。

ご寄付ありがとうございました

3月30日、福井エフエム放送株式会社様から防犯ブザー220個の寄付がありました。

新小学1年生となる児童の安全確保に役立ててもらおうと、毎年寄付をいただいているものです。

国保年金だより

就職・退職・進学したら 国民健康保険と国民年金の手続きを

問 市民課（☎88－8102）

就職や退職、進学などで新生活を始めるかたは、健康保険と年金の資格にご注意ください。次の事項に該当する場合は、市民課での届け出が必要となります。

健康保険

◎就職されたかた（職場の健康保険に加入した）

職場の健康保険に加入したら、自動的に国民健康保険の資格を喪失するわけではありません。国民健康保険の喪失手続きが必要です。

手続きに必要なもの▼

新しい職場の被保険者証、国民健康保険被保険者証、印鑑

◎退職されたかた（職場の健康保険の資格を喪失した）

1．加入について

退職により職場の健康保険の資格がなくなるので、次のいずれかに加入となります。

①職場の健康保険の「任意継続」
②配偶者などの健康保険
③国民健康保険

（③に加入するより①に加入するほうが保険料が安い場合があります。国民健康保険税額は市役所税務課で試算できます）

2．手続きの場所について

①職場の健康保険の「任意継続」
→最寄りの社会保険事務所、職場の健康保険組合
②配偶者などの職場の健康保険
→配偶者などの職場
③国民健康保険
→市役所市民課

3．国民健康保険に加入する場合

手続きに必要なもの▼

退職した（健康保険を喪失した）ことを証明する書類、印鑑、年金証書（60歳から64歳の年金受給者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上あるかた）

◎進学されたかた

就学するため他市町村へ住民票を移したかたは、遠隔地被保険者証を交付します。

手続きに必要なもの▼

平成21年4月以降の在学証明書など、国民健康保険被保険者証、印鑑

※就学を終えたかたは、遠隔地被保険者証を返還していただき、住民登録してある市町村で国民健康保険に加入することになります

年金

（職場の厚生年金（共済年金）の資格を喪失したかた）

20歳以上60歳未満のかたは、国民年金の加入手続きが必要です。

手続きに必要なもの▼

退職した（健康保険を喪失した）ことを証明する書類、印鑑

平成21年度の特定健診がはじまります！

生活習慣病をより効果的に予防することを目的に、昨年から実施されている「特定健康診査・特定保健指導」が今年度も実施されます。毎年受診して、生活習慣病を予防しましょう。

対象者　40～74歳の勝山市国民健康保険加入者（施設入所者、妊産婦、人間ドック受診者などは除く）

実施方法　対象となるかたには、5月中旬に「特定健康診査受診券」と受診案内を郵送します。受診券と保険証を持参して、受診してください。

実施場所

集団健診…福祉健康センター「すこやか」、公民館で実施します。

個別健診…勝山市医師会に委託して勝山市内の医療機関で実施します。医療機関については受診案内をご覧ください。

※集団健診・個別健診のいずれかで受診してください

個人負担金　特定健康診査は1,000円（市民税非課税世帯は500円）、特定保健指導は無料です。非課税世帯のかたは事前に減免申請が必要です。

問 市民課（☎88－8102）、健康長寿課（☎87－0888）

保険料額が改定、月額14,660円に

平成22年3月までの国民年金保険料は、月250円引き上げられ、**月額14,660円**（定額）となり、**年額175,920円**となります。

国民年金保険料の納付は前納がお得です

保険料を一定期間まとめて前払いすると、保険料が割引されます。

平成21年度前納額

	1年度分前納額	割引額	6か月（半年分）前納額	割引額
現金納付	172,800円	3,120円	87,250円	710円

※前納の割引額は毎年更新されます

※現金での前納は、4月に郵送されてくる納付書で金融機関等の窓口または社会保険事務所にて納付できます

（納付期限は4月30日（木）です）